



平成28年2月19日
門 司 税 関

不正薬物の摘発件数は最高値を記録！！

- ・引き続きタイ王国からの覚醒剤密輸入の摘発が相次ぐ
- ・大麻、麻薬を相次いで摘発
- ・関税法改正後の指定薬物（危険ドラッグ）の摘発が多発

～平成27年の門司税関における関税法違反事件の摘発状況等について～

1 不正薬物

◇ 不正薬物の密輸入事犯の摘発件数は53件（前年比5.3倍）、
押収量は約3.2キログラム（前年比2%）



[覚醒剤事犯]

- 摘発件数は3件（前年比38%）、押収量は約1.59kg（前年比1%）となっており、前年に比べ摘発件数、押収量共に大幅減
- 全てタイ人による、タイ仕出し

[大麻事犯]

- 摘発件数は5件（前年比5倍）、押収量は約612g（前年比125%）
- 大麻樹脂、大麻成分を含んだ液体、大麻たばこ
- 仕出しは、米国、インド、ネパール等

[麻薬事犯]

- 摘発件数はMDMAと麻薬合わせて6件（前年比6倍）、押収量は約200g（前年比67倍）と大幅増
- 全て国際郵便物による摘発で、「 α -PVP」「GHB」と言われる麻薬が主
- 仕出しは、中国、チリ

[指定薬物（危険ドラッグ）事犯]

- 摘発件数は39件で、全て液体の媚薬系危険ドラッグ
- 全て国際郵便物による摘発で、仕出しは中国

2 その他（主な不正輸入告発事犯）

- 活魚運搬車の運転手による金地金（約20kg、約9,000万円）の密輸入事犯を告発
- 航空旅客の身辺隠匿による金地金（約15kg、約6,400万円）の密輸入事犯を告発

3 社会悪事犯に係る物件別摘発件数及び押収数量

年 別 物件別	23年	24年	25年	26年	27年	前年比
(1) 不正薬物						
覚醒剤 (件)	5	3	7	8	3	38%
(g)	8,648.69	111,754.25	14,944.53	153,479.48	1,587.68	1%
大麻 (件)	1	7	2	1	5	5倍
(g)	7.10	6,070.23	456.99	491.46	612.57	125%
大麻草 (件)	1	5	2	1	0	全減
(g)	7.10	95.23	456.99	491.46	0	
大麻樹脂 (件)	0	2	0	0	5	全増
オイル (g)		5,975.000			612.57	
MDMA (件)	0	0	0	0	0	—
(錠・g)						
その他麻薬類 (件)	0	0	2	1	6	6倍
(g)				2.97	200.11	67倍
指定薬物 (件)	—	—	—	—	39	全増
(g)	—	—	—	—	796.12	
その他 (件)	3	2	1	0	0	—
(件)	9	12	12	10	53	5.3倍
合 計 (g)	8,655.79	117,824.48	15,401.52	153,973.91	3,196.48	2%
(錠)	1,069	725	34			
(2) 銃砲						
銃 砲 (件)	0	0	0	1	1	100%
(丁)				1	1	
実 弾 (件)	0	0	0	0	2	全増
(発)					6	

- (注) ・警察等関係機関が摘発し、門司税関に通報があったものを含む。
- ・大麻樹脂には、オイル状の他大麻製品を含む。
 - ・平成27年は速報値である。
 - ・指定薬物は平成27年4月1日より関税法上の輸入してはならない貨物になったため数値は同年4月1日以降のものである。
 - ・実弾は、拳銃用、ライフル用その他実包の全てを含む。

4 事例紹介

(1) 不正薬物の主な摘発事例

《覚醒剤》

【事例1】体腔内に隠匿していた覚醒剤を摘発

平成27年3月、福岡空港税関支署において、タイから福岡空港に到着したタイ人女性旅客2名に対する入国旅具検査により、両名の体腔内に隠匿していた

覚醒剤 約400グラム（各人約200グラム）

を発見、摘発した。



【事例2】缶詰に隠匿していた覚醒剤を摘発

平成27年3月、福岡空港税関支署において、タイから福岡空港に到着したタイ人女性旅客に対する携帯品検査により、同人携行のスーツケース内に収納された缶詰に隠匿していた

覚醒剤 約1,200グラム

を発見、摘発した。



《麻薬》

【事例3】 国際郵便物に隠匿していた麻薬（ α -PVP）を摘発

平成27年2月及び3月、門司税関福岡外郵出張所において、中国来国際スピード郵便物に対する郵便物検査により、郵便物内に隠匿していた

麻薬（ α -PVP） 約100グラム

を発見、摘発した。



【事例4】 国際郵便物に隠匿していた麻薬（GHB）を摘発

平成27年6月、門司税関福岡外郵出張所において、中国来国際スピード郵便物に対する郵便物検査により、郵便物内に隠匿していた

麻薬（GHB） 約80グラム（23本）

を発見、摘発した。



(2) 不正輸入事犯の告発事例

【事例5】金地金密輸入事犯を告発

平成27年10月、下関税関支署は、韓国から下関港に到着した活魚運搬車の運転手が、同活魚運搬車に隠匿した

金地金 20枚 (約20キログラム)

を発見、摘発し、同運転手を関税法、消費税法並びに地方税法違反で告発した。



【事例6】金地金密輸入事犯を告発

平成27年11月、福岡空港税関支署は、韓国から福岡空港に到着した韓国人女性に対する携帯品検査により、着衣内の腹部に巻きつけたポーチ2個内に隠匿した

金地金 15枚 (約15キログラム)

を発見、摘発し、同人を関税法、消費税法並びに地方税法違反で告発した。



〔参考資料〕 門司税関における関税法違反事件の犯則態様別処分件数

		23年	24年	25年	26年	27年	前年比	構成比
告 発	禁制品輸出入事犯	11	10	10	15	18	120%	82%
	関税ほ脱事犯	0	0	0	0	0	-	-
	無許可輸出入事犯	0	6	6	5	4	80%	18%
	虚偽申告事犯	1	1	1	0	0	-	-
	その他秩序犯	0	0	0	0	0	-	-
	計	12	17	17	20	22	110%	100%
通 告	禁制品輸出入事犯	17	14	3	4	25	625%	45%
	関税ほ脱事犯	4	6	2	1	5	500%	9%
	無許可輸出入事犯	25	19	6	18	26	144%	46%
	虚偽申告事犯	0	0	0	0	0	-	-
	その他秩序犯	0	0	0	0	0	-	-
	計	46	39	11	23	56	243%	100%



問合せ先 門司税関 税関広報広聴室
TEL 050-3530-8333